

静岡県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年7月15日

静岡県知事 川勝平太

静岡県条例第38号

静岡県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例

静岡県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例（平成13年静岡県条例第70号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
(選挙区及び各選挙区の議員の数)			(選挙区及び各選挙区の議員の数)		
第2条 公職選挙法（昭和25年法律第100号）第15条の規定により、静岡県議会議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数は、次のとおりとする。			第2条 公職選挙法（昭和25年法律第100号）第15条の規定により、静岡県議会議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数は、次のとおりとする。		
選挙区の名称	選挙区の区域	選挙すべき議員の数	選挙区の名称	選挙区の区域	選挙すべき議員の数
(略)			(略)		
清水町・長泉町	駿東郡清水町及び長泉町の区域	<u>1</u>	清水町	駿東郡清水町の区域	<u>1</u>
			長泉町	駿東郡長泉町の区域	<u>1</u>
(略)			(略)		
沼津市	(略)	<u>4</u>	沼津市	(略)	<u>3</u>
(略)			(略)		

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、次の一般選挙から施行する。